

令和7年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務に係る仕様書

1 業務の目的

海洋プラスチックごみの削減施策を立案・展開するためには、漂着ごみや漂流ごみの種類、発生源及び量などについての実態把握が不可欠である。

また、削減施策の効果検証には、代表的なモニタリング箇所を選定し、継続的な調査を実施することが必要である。

このため県では、令和2年度の「愛媛県海洋プラスチックごみ総合調査」で把握した県内7地点の状況を踏まえて継続調査地点を選定し、令和3～5年度に県内4地点、令和6年度に県内2地点で調査を継続してきた。今年度は、令和3～5年度と同様の4地点での継続調査を実施し、経時的な変化についての実態把握を行う。

2 業務の期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3 愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査

(1) 調査対象

漂着ごみ、漂流ごみ、マイクロプラスチック

漂着ごみ：海岸（砂浜、岩礁など）に漂着し、打ち上げられているごみ

漂流ごみ：沿岸海上に浮遊しているごみ

マイクロプラスチック：海上に漂流、海岸に漂着している5mm以下の微細なプラスチックごみ

(2) 調査内容

ア 漂着ごみ調査

イ 漂流ごみ調査

ウ マイクロプラスチック調査

(3) 調査地点

ア 漂着ごみ調査（4地点）

・今治市大三島大見地区海岸

陸側左端：北緯34度15.7576分、東経132度59.3339分

陸側右端：北緯34度15.7474分、東経132度59.3641分

・伊予市高野川海岸

陸側左端：北緯33度42.3420分、東経132度39.6024分

陸側右端：北緯33度42.3204分、東経132度39.5940分

・伊方町伊方越鯛ノ浦海

陸側左端：北緯33度30.6660分、東経132度21.2520分

陸側右端：北緯33度30.6420分、東経132度21.2328分

・愛南町船越海岸

陸側左端：北緯32度57.2700分、東経132度30.1830分

陸側右端：北緯32度57.2982分、東経132度30.1884分

イ 漂流ごみ調査（４地点）

- ・安芸灘：北緯 34 度 8.8520 分、東経 132 度 52.9110 分（端点 1）
北緯 34 度 6.5070 分、東経 132 度 52.1260 分（端点 2）
北緯 34 度 5.3110 分、東経 132 度 49.5770 分（端点 3）
北緯 34 度 2.9660 分、東経 132 度 48.7940 分（端点 4）
- ・燧灘：北緯 34 度 1.4290 分、東経 133 度 3.7022 分（端点 1）
北緯 33 度 59.3261 分、東経 133 度 5.1746 分（端点 2）
北緯 33 度 58.7054 分、東経 133 度 8.0002 分（端点 3）
北緯 33 度 56.6016 分、東経 133 度 9.4701 分（端点 4）
- ・伊予灘北部：北緯 33 度 49.1660 分、東経 132 度 38.9350 分（端点 1）
北緯 33 度 47.0370 分、東経 132 度 37.5190 分（端点 2）
北緯 33 度 44.6970 分、東経 132 度 38.3210 分（端点 3）
北緯 33 度 42.5690 分、東経 132 度 36.9070 分（端点 4）
- ・宇和海中部：北緯 33 度 8.1460 分、東経 132 度 26.3320 分（端点 1）
北緯 33 度 8.8100 分、東経 132 度 23.5480 分（端点 2）
北緯 33 度 7.6220 分、東経 132 度 21.0220 分（端点 3）
北緯 33 度 8.2840 分、東経 132 度 18.2380 分（端点 4）

ウ マイクロプラスチック調査

- i) 海岸部 漂着ごみ調査と同地点
- ii) 沿岸部 漂流ごみ調査と同地点

(4) 調査期間及び回数※（詳細な調査時期は、循環型社会推進課と協議して決定する。）

- ア 漂着ごみ調査……………10 月、1 回
- ウ 漂流ごみ調査……………10 月、1 回
- エ マイクロプラスチック調査……………10 月、1 回

(5) 調査方法

ア 漂着ごみ調査（４地点）

環境省の「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和 7 年 5 月第 4 版）」に準じて実施する。なお、同ガイドラインに改訂があった場合は、最新版に準じて実施する。

調査海岸において、汀線方向 50m 幅の汀線から後背地までの範囲に存在する漂着ごみを回収し、別添漂着ごみデータシートを作成するとともに、1 m²当たりの種類別個数、種類別重量、種類別容量、ごみの組成比率等について取りまとめ、地域特性について整理する。

イ 漂流ごみ調査（４地点）

本県の「令和 6 年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務報告書」記載の実施方法に準じて実施する。

調査箇所として選定した海域において、船速 5 ノット（9 km/h）程度で 1.5 時間（13.5km）程度航走（4.5km ごとに変針し、ジグザグに航走）し、調査船上より、目視にて漂流ごみの量（個数）、種類、概ねのサイズ及び発見位置等を把握し、別添漂流ごみデータシートを作成するとともに、分布密度の算定と全体量の推計を行う。

なお、漂流ごみの発見位置は、GPS を用いて正確に確認するとともに、調査航跡についても記録を行う。

ウ マイクロプラスチック調査

i) 海岸部（4 地点）

調査海岸ごとに選定した 2 箇所において、本県の「令和 6 年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務報告書」記載の方法に準じて試料を採取し、別添マイクロプラスチックデータシート（海岸部）を作成するとともに、分布密度の算定を行う。

なお、試料採取は、漂着ごみ調査と併せて実施する。

ii) 沿岸部（4 地点）

漂流ごみ調査範囲において、本県の「令和 6 年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務報告書」記載の方法に準じて 1 回試料採取し、別添マイクロプラスチックデータシート（沿岸部）を作成するとともに、分布密度の算定を行う。

なお、試料採取は、漂流ごみ調査に併せて実施し、調査航跡は GPS で確認してマイクロプラスチック調査地点記録表（沿岸部）に記録する。

エ 回収した漂着ごみの適切な処理

調査のため回収した漂着ごみは、調査箇所における自治体の指示に従い、処理費用の負担も含め、適切に処理を行うこと。

(6) 調査結果の取りまとめ

各調査で確認された、漂着ごみ・漂流ごみ・マイクロプラスチックの分布状況等を整理し、結果報告書として取りまとめる。なお、取りまとめに際しては、令和 2～6 年度の調査結果との比較を行うこと。

4 法令等の遵守

この業務を実施するに当たっては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。

5 打合せ協議

打合せ協議を、受注時、調査開始前、調査終了時及び成果品納入前の計 4 回を基本とするが、その他必要に応じて実施する。

打合せ事項について受託者は、その都度打合せ記録簿を作成する。

6 報告

業務実施期間中、受託者は県から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告しなければならない。

7 成果品

受託者は委託期間の完了日までに、次のとおり、成果品として結果報告書を提出するものとする。なお、成果品はあらかじめ県と内容について協議、精査するものとする。

○結果報告書（概要版）

- ア 電子媒体 1 部（形式：Word 又は Excel などの編集が可能な形式及び PDF 版、記録媒体：CD-R 又は DVD-R）

○結果報告書（本編）

- ア 電子媒体 1 部（形式：Word 又は Excel などの編集が可能な形式及び PDF 版、記録媒体：CD-R 又は DVD-R）

- イ 報告書：100 部（A 4 判、両面刷、カラー）

○その他調査結果資料

- ア 各調査結果データシート（本県の「令和 6 年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務報告書」資料編に準じるもの）：電子媒体 1 部

8 その他留意事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、現地調査等の内容は十分かつ必要なものとし、管理的経費を十分考慮したものでなければならない。

また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な調査、協議及び説明会等、又は業務実施の上で当然必要と思われるものについては、原則として受託者の責任において実施しなければならない。

ただし、県及び受託者とも事前に予知できない事項については除くものとする。

(2) 疑義

受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、県と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。

(3) 検査

本業務は、県の検査合格をもって完了とする。

(4) 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、県の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

成果物の納入後 1 年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正するものとする。

(5) 成果の帰属

本業務により作成された成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(6) その他

- ア 受託者は、本業務の実施に際し、規定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・計画等の必要が生じた場合は、その段階で委託者とその対応について協議するものとする。
- イ 業務内容の変更に必要な資料は受託者が作成する。